

「監査実務ハンドブック 2020 年版」の誤記のお詫びと訂正

2019 年 11 月 28 日
日本公認会計士協会

「監査実務ハンドブック 2020 年版」(2019 年 10 月発行)の一部に誤りがありましたので、お詫び申し上げます。また、次のとおり訂正いたします。

監査実務指針 企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価 (監査基準委員会報告書 315) 224 頁

正	誤
<p>A29 . 企業の事業活動等を理解する際に監査人が検討する事項には、例えば、以下の事項がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業運営 <ul style="list-style-type: none"> - 収益の源泉、製品又はサービス及び市場の特徴(例えば、インターネット販売のような電子商取引への参画やマーケティング活動) - 業務の運営(例えば、生産工程と方法又は環境リスクを伴う活動) - <u>中長期の事業計画(例えば、環境(E)、社会(S)、ガバナンス(G)を重視する ESG 投資、持続可能な開発目標(SDGs)の事業に及ぼす影響)</u> - 業務提携、共同支配企業及び外部委託 	<p>A29 . 企業の事業活動等を理解する際に監査人が検討する事項には、例えば、以下の事項がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業運営 <ul style="list-style-type: none"> - 収益の源泉、製品又はサービス及び市場の特徴(例えば、インターネット販売のような電子商取引への参画やマーケティング活動) - 業務の運営(例えば、生産工程と方法又は環境リスクを伴う活動) (項目を追加) - 業務提携、共同支配企業及び外部委託

監査実務指針 企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価 (監査基準委員会報告書 315) 235 頁

正	誤
A130 . 小規模企業の財務諸表の注記事項	A130 . 小規模企業の財務諸表の注記事項

<p>は、それほど詳細ではなく、又は複雑ではない場合がある(例えば、一部の財務報告の枠組みでは、小規模企業に対して、財務諸表の注記事項の簡素化が容認されている。)しかしながら、これは、注記事項に関連する内部統制を含む企業及び企業環境を理解する監査人の責任を軽減するものではない。</p>	<p>は、それほど詳細ではなく、又は複雑ではない場合がある(例えば、一部の財務報告の枠組みでは、小規模企業に対して、財務諸表の注記事項の簡素化が容認されている。)しかしながら、これは、注記事項に関連する内部統制を含む企業及び企業環境を理解する監査人の責任を軽減するものではない。</p>
---	---